

長野市の一部地域における酒類の提供を行う飲食店等 に対する営業時間の短縮等の要請を終了します

令和3年4月14日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 経緯

長野圏域における感染のさらなる拡大が全県の医療提供体制に大きな影響を及ぼすおそれがあったことから、医療機関や高齢者施設等で複数の陽性者が確認されるなど、とりわけ感染の拡大が顕著な長野市について、3月29日に感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出しました。

また、飲食の機会を起因とする陽性者が後を絶たなかったことから、3月31日には、4月9日まで（その後4月15日まで延長）を期限として、長野市の一部地域における酒類の提供を行う飲食店等に対して営業時間短縮等の要請（以下「時短等要請」という。）を行いました。

2 時短等要請の終了及び特別警報Ⅱの継続

長野市における直近1週間（4月7日～13日）の人口10万人当たり新規陽性者数は24.18人（陽性者数89人）と、時短等要請時の32.06人（陽性者数118人）を下回っているほか、飲食の機会を起因とする感染の状況は落ち着きつつあることから、一部地域においてご協力いただいたきた時短等要請は、4月15日をもって終了します。

この間、県の要請にご協力いただいた一部地域（長野市大字長野、大字南長野、大字三輪、三輪6丁目・7丁目、柳町、大字鶴賀、東鶴賀町、早苗町、南千歳1丁目・2丁目、大字栗田、大字中御所、中御所1丁目・2丁目・3丁目、中御所町4丁目）の事業者の皆様にご心から感謝申し上げます。

なお、長野市を含む長野圏域における**特別警報Ⅱは継続中**です。また、全県の新規陽性者数は増加が続いており、医療提供体制に大きな負荷がかかっていることから、今がまさに、入院患者の増加を食い止めるための極めて重要な局面であるとの認識のもと、4月8日には全県に「**医療警報**」を**発出**しています。

再度の感染拡大を生じさせないため、県ではさらに対策を強化しますので、長野市にお住まいの皆様、事業者の皆様等におかれましては、別紙「長野市における県の対策強化と感染拡大防止のお願い」にご協力いただき、ご自身と大切な方の健康を守り、長野県の医療を守るための行動をお願いします。

長野市における県の対策強化と感染拡大防止のお願い

令和3年4月14日

1 長野市における県の対策強化について

長野市において、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。

① 市と連携したガイドライン遵守等の働きかけ活動を強化します

長野市と連携して、原則として営業時間の短縮等の要請対象地域内のすべての飲食店を巡回し、感染拡大予防ガイドラインの遵守を働きかけるとともに、「新型コロナ対策推進宣言」の実施や「信州の安心なお店」への登録を働きかけます。

② 高齢者施設等において積極的な検査を行います

感染事例が発生している高齢者施設等の従事者や利用者に対し、無症状の場合も含めて積極的な検査を行います。

2 感染拡大防止のお願い

現在、長野市を含む長野圏域にお住まいの皆様、事業者の皆様等に対し、特別警報Ⅱ発出に伴う対策強化として次の点を要請しています。長野市にお住まいの皆様、事業者の皆様等におかれましては、改めて徹底をお願いします。

(①から③、⑤については特措法第24条第9項に基づく要請。④については、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例(令和2年長野県条例第25号)第5条に基づく感染症対策として実施するものです。)

(県民及び来訪者への協力要請)

- ① 高齢者や基礎疾患のある方への不要不急の外出の自粛についての協力
- ② 大人数・長時間の会食の自粛についての協力、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用を控えることの協力
- ③ 感染拡大地域(宮城県、山形県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、愛媛県、沖縄県)及び自治体から外出自粛が呼びかけられている地域(埼玉県、千葉県、神奈川県)^{*}への訪問の自粛についての協力<該当地域はR3.4.14現在>

(事業者への協力要請)

- ④ 事業所における在宅勤務・テレワークの徹底
- ⑤ 大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討についての協力

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。